

平成 29 年度 多言語周知媒体作成業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市（以下「市」という。）が「平成 29 年度 多言語周知媒体作成業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

平成 29 年度 多言語周知媒体作成業務委託

2 業務目的・概要

日本を訪れる外国人観光客は年々増加し、渡航元の国も多岐に渡っている。

本市を訪れる外国人観光客も増加傾向にあるが、現状では宿泊地として選ばれている場合が大半で、市内観光がされていない。また、各国の言語で市内を周遊できるような案内チラシが存在しないことから、特に訪問頻度が高い中国語（繁体字、簡体字）圏、英語圏、タイ語圏の観光客の嗜好に合わせた媒体を作成するものである。

3 業務内容

(1) 多言語周知用リーフレットの作成

ア 記載内容の企画・立案

本市の観光資源を存分にアピールするとともに、各国の嗜好に合わせた内容の選定を行うこと。デザインについても、各国の嗜好を考慮すること。

また、対象として個人で本市を訪れた外国人観光客を想定したものであること。更に、外国人観光客が本媒体を持って市民に行き先等訪ねた際、市民にとっても馴染みやすいものであること。

イ 実施場所

沼津市内

ウ その他

企画案等に基づき、詳細については市及び関係団体と随時打合せを行うこと。

(2) 印刷製本

多言語周知媒体 A4 二つ折り両面カラー

4 言語（各 5,000 部） 計 20,000 部

4 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日まで

5 委託価格の限度額

925,560 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 成果品等

本業務完了報告書 1 部及びデータ一式

（内容）業務実施記録（打合せ記録含む）、PDF データ、編集可能な原版データ（ai）、
その他関係資料

7 著作権の譲渡等

本事業の成果品については、市ホームページでの閲覧、無料ダウンロード等を想定しており、地図上の建物名等の軽微な修正及び記事の一部差し替え等継続的に行っていく予定であることから、「沼津市業務委託契約約款」第 6 条（著作権の譲渡等）に定めるとおり取り扱うものとする。

8 再委託の制限等

- （1）受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- （2）受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 その他

- （1）本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- （2）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- （3）受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- （4）本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議の上定めるものとする。